

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年2月27日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 コープさっぽろ にしの店
 所在地 札幌市西区西野3条3丁目173番6他
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名
 名 称 生活協同組合コープさっぽろ
 住 所 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
 代表者 代表理事 大見 英明
- (3) 変更しようとする事項

	変更前	変更後
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,709㎡	4,388㎡
イ 駐車場の収容台数	200台	284台
ウ 駐輪場の位置及び収容台数	60台 ※	80台 ※
エ 荷さばき施設の位置及び面積	434㎡ ※	311㎡ ※
オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	71㎡ ※	88㎡ ※
カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時00分 ～午後9時50分	午前7時00分 ～午後9時50分
キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分 ～午後10時00分	午前6時30分 ～午後10時00分
ク 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	変更1 出入口3、出口1 ※ 変更2 出入口3 ※	出入口3 ※ 出入口3 ※
(参考) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時00分～午後10時00分 (変更なし)	

※位置は届出書のとおり

- (4) 変更する年月日 令和7年10月20日 ((3)ク変更2のみ令和7年2月20日)

- (5) 変更する理由

店舗棟を増築するため。また、より利便性と安全に配慮した駐車場を段階的に整備するため。

- 2 届出年月日 令和7年2月19日

- 3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和7年2月27日～令和7年6月27日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く))

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和7年6月27日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。